（法第10条第1項第2号イ関係）

役　員　名　簿

　特定非営利活動法人　社会的就労支援センター　京都フラワー

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | 氏　名 | 住　所　又　は　居　所 | 報酬の有無 |
| 理事理事理事理事理事理事監事専務理事専務理事常務理事常務理事 | 堀田 正基樋口　周平南部　孝史廣瀬 麻実手塚 典代石田 遥沖見　圭介 樋口　周平南部　孝史廣瀬 麻実鳴戸 章雄市田 裕樹沖見　圭介 | 京都府京都市中京区壬生森町1番地京都府京都市伏見区桃山町鍋島6番地京都府京都市伏見区大亀谷大山町11番地の52京都府京都市山科区小山南溝町30番地の28京都市伏見区桃山町丹後2番地1 藤和ライブタウン桃山604号京都市西京区牛ケ瀬青柳町43番地BlewVert TOKURA 1　102号室京都府八幡市福禄谷56番地38 | 無無無無無無無 |

就任期間は令和5年6月30日までとする

（備考）

１　「氏名」，「住所又は居所」，「報酬の有無」は，全ての役員について記載する。

２　「氏名」，「住所又は居所」の欄には，京都市特定非営利活動促進法施行条例第３条第２項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名，住所又は居所を記載する。

３　「報酬の有無」の欄には，定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」，報酬を受けない役員には「無」を記入する。

４　役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は，３分の１以下でなければならない（法第２条第２項第１号ロ）。